

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第二十九号

令和四年

六月二十三日

木曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

○山梨県選挙管理委員会告示第三十二号の布告公告……………一

## 選挙管理委員会

●山梨県選挙管理委員会告示第三十二号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年六月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、令和四年七月十日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日をおり定める。

令和四年六月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一 被登録資格の決定の基準となる日 令和四年六月二十一日(ただし、年齢については同年七月十日)

二 登録を行う日 令和四年六月二十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番